行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の四第一項第一号及び第二号に掲げる書類	（略）
（略）	

（小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式）

第二十四条　法第十八条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則別記第十号様式」とする。

附　則

この省令は、平成三十年一月四日から施行する。

行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の三第一項第一号及び第二号に掲げる書類	（略）
（略）	

（小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式）

第二十四条　法第十八条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の四中「第九号様式」とあるのは、「小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則別記第十号様式」とする。